

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(岩沼市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 岩沼市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第3号及び第4号並びに第19条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岩沼市特別職の職にあった者の礼遇に関する条例の一部改正)

第2条 岩沼市特別職の職にあった者の礼遇に関する条例（昭和52年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(岩沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 岩沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和60年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岩沼市情報公開条例の一部改正)

第4条 岩沼市情報公開条例（平成10年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第40条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(岩沼市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第5条 岩沼市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正

法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第19条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（規則への委任）

- 6 前4項に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。